

茨城県報

号外第109号

昭和56年 4 月30日

木 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

	ページ
●字区域の変更 (4 件) (地方課)	1
●新規土地改良事業の審査 (9 件) (農地管理課)	3
●定款変更の認可 (")	6
●新規土地改良事業の認可 (5 件) (")	6
●換地計画の適当決定 (")	7

公 告

●危険物取扱作業の保安に関する講習の実施 (消防防災課)	8
------------------------------------	---

告 示

茨城県告示第683号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 260 条第 1 項の規定に基づき藤代町内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同町長から届け出があつた。

昭和56年 4 月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字宮和田字東正寺裏 531の16

" 字砂田 879の1, 1233

上記を大字宮和田字経塚に変更

茨城県告示第684号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 260 条第 1 項の規定に基づき取手市内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同市長から届け出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 179 条の規定により昭和56年 5 月 1 日から効力を生ずるものである。

昭和56年 4 月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字井野字除戸 1550の1, 1550の2, 1551の1, 1551の2, 1552の1, 1552の2, 1553の1,
1553の2, 1554の1, 1554の2, 1555の1, 1555の2, 1556の1の内, 1556の2

の内, 1562の1の内, 1562の2の内, 1569の内, 1571の内, 1571の1の内,
1572, 乙1572, 1573, 乙1573, 1574の1の内, 1574の2の内, 1574の3, 1574の
4, 1574の5, 1574の6の内, 1575, 1576, 1577, 1578, ¹⁵⁷⁹₁₅₈₀ 合併, 乙1579,
1581の内, 1582, 1583, 1584の1の内, 1584の2の内, 1605の1の内の内, 1605
の2の内, 1613の内, 1614の内, 1615の1の内, 1615の3, 1616の内, 1617,
1618, 1619, 1619の1, 1620, 1621, 1622, 1623, 1624, 1625, 1626, 1627,
1628, 1629, 1630, 1631, 1632の1から1632の6まで, 1633の内, 1634の内,
1637の内, 乙1656の2の内, 1656の3の内, 1657の内, 1658, 1659の内, 乙1659,
1660, 1661, 1662, 1663, 1664, 1665の1, 1665の2, 1666, 1667, 1668,
1669, 1670の内, 1671の内, 1673の内, 1717の内, 1729, 1730, 1731の1, 1731
の2, 1736の2

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字寺田字本郷に変更
大字井野字井野 1234の2

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字井野字除戸に変更

~~~~~

**茨城県告示第685号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき谷田部町内の字区域の一部を  
次のとおり変更した旨同町長から届け出があつた。

昭和56年4月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字下原字池向 384の1

〃 字鷺沼 384の117

大字赤塚字五拾塚前 708の1, 714の5, 715の4

〃 字五拾塚 706の1, 707の1

〃 字稲荷後 760

〃 字古来立出し 737の13

〃 字鍛冶台 762の1

及びこれに伴う国有地の国道の全部を稲荷前に変更

~~~~~

茨城県告示第686号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき谷田部町内の字区域の一部を
次のとおり変更した旨同町長から届け出があつた。

昭和56年4月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字小野崎字戸の内 1466の12から1466の15まで, 1467の2, 1477の11から1477の15まで, 1477の23, 1477の32, 1477の45, 1477の71, 1477の77, 1477の78

大字上原字所 番外7の2, 番外7の3, 11の11, 11の13から11の15まで

” 字古布田 747の22, 765の3, 766の1

及びこれに伴う道路, 水路等の国有地の全部を二の宮二丁目に変更

茨城県告示第687号

藤代町長吉田久夫から昭和56年2月24日付けで認可申請のあつた西浦地区土地改良事業は適当と決定したので, 土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し, 関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年4月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

西浦地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年4月30日から昭和56年5月20日まで

3 縦覧の場所 藤代町役場

茨城県告示第688号

水戸市田野町456番地栗田尚義ほか47名から昭和56年1月12日付けで認可申請のあつた田野地区土地改良事業(共同施行)は適当と決定したので, 土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し, 関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年4月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

(ア) 田野地区土地改良事業共同施行規約の写し

(イ) 田野地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年4月30日から昭和56年5月20日まで

3 縦覧の場所 水戸市役所

茨城県告示第689号

水戸市藤井町571番地小田木保男ほか46名から昭和55年12月15日付けで認可申請のあつた藤井地区土地改良事業(共同施行)は適当と決定したので, 土地改良法(昭和24年法律第195号)第59条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し, 関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年4月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

- (ア) 藤井地区土地改良事業共同施行規約の写し
- (イ) 藤井地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和56年4月30日から昭和56年5月20日まで

3 縦 覧 の 場 所 水戸市役所

茨城県告示第690号

常陸太田市大森町272番地芽根義直ほか9名から昭和56年3月24日付けで認可申請のあつた山根地区土地改良事業(共同施行)は適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年4月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

- (ア) 山根地区土地改良事業共同施行規約の写し
- (イ) 山根地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和56年5月7日から昭和56年5月27日まで

3 縦 覧 の 場 所 常陸太田市役所

茨城県告示第691号

常陸太市長谷長346番地坂倉三男ほか16名から昭和56年2月24日付けで認可申請のあつた長谷地区土地改良事業(共同施行)は適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年4月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

- (ア) 長谷地区土地改良事業共同施行規約の写し
- (イ) 長谷地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和56年5月7日から昭和56年5月27日まで

3 縦 覧 の 場 所 常陸太田市役所

茨城県告示第692号

常陸太田市長武藤彬から昭和56年3月27日付けで認可申請のあつた上土木内地区土地改良事業は
適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同
法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年4月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

上土木内地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和56年5月7日から昭和56年5月27日まで

3 縦 覧 の 場 所 常陸太田市役所

茨城県告示第693号

常陸太田市長武藤彬から昭和56年3月27日付けで認可申請のあつた上内田地区土地改良事業は適
当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法
第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年4月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

上内田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和56年5月7日から昭和56年5月27日まで

3 縦 覧 の 場 所 常陸太田市役所

茨城県告示第694号

常陸太田市長武藤彬から、昭和56年3月27日付けで認可申請のあつた枕石地区土地改良事業は適
当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法
第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年4月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

枕石地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和56年5月7日から昭和56年5月27日まで

3 縦 覧 の 場 所 常陸太田市役所

茨城県告示第695号

常陸太田市長武藤彬から昭和56年 3 月27日付けで認可申請のあつた春友地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年 4 月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

春友地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和56年 5 月 7 日から昭和56年 5 月27日まで

3 縦 覧 の 場 所 常陸太田市役所

茨城県告示第696号

昭和56年 4 月13日付けで西総土地改良区から申請のあつた定款変更を土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により昭和56年 4 月24日認可した。

昭和56年 4 月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第697号

昭和55年 9 月 4 日付けで下館市大字下江連 439 番地坂入忠弘ほか18名から認可申請のあつた下館市下江連南地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第95条第 3 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、昭和56年 4 月24日認可したので、同法第95条第 4 項の規定により公示する。

昭和56年 4 月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第698号

昭和55年12月 8 日付けで、川西土地改良区から申請のあつた川西第 2 地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 7 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和56年 4 月24日認可したから、同法第48条第 9 項の規定により公示する。

昭和56年 4 月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第699号

昭和55年10月1日付けで美浦村長桑名敏夫から、認可申請のあつた根火地区土地改良事業を昭和56年4月22日付けで土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、認可したから同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和56年4月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第700号

昭和55年7月19日付けで新利根川土地改良区から申請のあつた谷中地区土地改良事業及び定款の変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項及び第30条第2項の規定により昭和56年4月22日認可した。

昭和56年4月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第701号

昭和55年11月18日付けで、結城郡石下町大字曲田410番地栗原義夫ほか47名から、認可申請のあつた曲田地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、昭和56年4月22日認可したので、同法第95条第4項の規定により公示する。

昭和56年4月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第702号

昭和56年3月9日付けで認可申請のあつた手代木地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年4月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年5月8日から昭和56年5月29日まで

3 縦覧の場所 谷田部町役場

公 告

●危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の5の規定に基づき、昭和56年度危険物の取扱作業の保安に関する講習を次により行う。

昭和56年4月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

昭和56年度危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施要領

1 講習対象者

製造所、貯蔵所又は取扱所において、現に危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者(危険物保安監督者を含む。)のうち、次に掲げる者を対象とする。

- (1) 当該取扱作業に従事することとなつた日前4年以内に危険物取扱者免状の交付又は当該講習を受けた者で、それぞれ免状の交付又は当該講習を受けた日から5年以内の者
- (2) (1)以外の者で、当該取扱作業に従事することとなつた日から1年以内の者
- (3) (1)及び(2)以外の者で、受講を希望する者

2 講習科目及び講習時間

- (1) 危険物関係法令に関する事項(3時間)

- ア 主な危険物関係法令の改正事項
- イ その他危険物規制の要点

- (2) 危険物の火災予防に関する事項(2時間)

- ア 危険物施設の火災及び漏洩の事例並びにその問題と保安対策
- イ 危険物施設の火災及び漏洩の事例に係りのある危険物の性状等
- ウ 危険物一般の安全管理に関する知識

3 講習資料の配布

講習当日、講習に関する資料を配布する。

4 講習の日時、会場及び仮受付期間等

〔場所〕講習会場	講習月日	受講申請仮受付場所	仮受付期間
〔水戸市〕 県民文化センター	昭和57年2月9日	茨城県消防防災課	57年2月1日～7日
〔日立市〕 日立市多賀市民会館	昭和56年7月28日	日立市消防本部	56年7月14日～21日
	昭和57年1月26日	同 上	57年1月13日～22日
〔土浦市〕 土浦市民会館	昭和56年8月27日	土浦市消防本部	56年8月14日～21日

	昭和57年1月29日	同 上	57年1月15日～22日
〔下館市〕 下館市民会館	昭和56年9月18日	筑西広域消防本部	56年9月4日～11日
〔鹿島町〕 鹿島町中央公民館	昭和56年7月24日	鹿島南部地区 消防本部	56年7月10日～17日
	昭和56年12月18日	同 上	56年12月7日～11日
	昭和57年2月19日	同 上	57年2月6日～12日
〔総和町〕 総和町公民館	昭和56年9月29日	茨城西南広域 消防本部	56年9月16日～22日

5 講習申し込みの手続き等

(1) 受講申請書の配布先

茨城県総務部消防防災課、消防本部及び消防本部未設置町村（役場）で配布する。

(2) 受講の申込み先及び方法

受講を希望する講習会場に応じ、4の表に定める仮受付期間及び仮受付場所に受講申請書を持参し、申し込むものとする。この場合、郵送による申し込みは認めない。

なお、仮受付期間中であつても、講習会場（収容定員）の都合上締切ることもある。

6 受講日の提出書類及び受付等

(1) 提出書類

ア 危険物取扱者受講申請書（5の(2)により事前に仮受付済のもの）

イ 危険物取扱者免状（所持するもの全部）

(2) 受付期間

9時30分から10時までとする。

なお、講習開始時刻（10時）までに受付をしない場合は、受講できないものとする。

(3) 受付及び受講票の交付

受講申請書の記載事項及び受講者と免状所持者が同一人であることを確認したうえ、申請書を受理し受講票を交付する。

7 講習修了の証明及び免状の返戻

講習修了者には、講習修了を証明する事項を記載した当該免状を受講票と引換えに返戻する。

8 そ の 他

(1) 講習開会中無断で離席又は午後の講習に遅刻した場合は、講習修了を認めないものとする。

(2) 各講習会場には、特に駐車場の準備はないものとする。

(3) その他講習について不明な点がある場合は、茨城県総務部消防防災課（電話0292-21-8111 内線568）に問い合わせるものとする。

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,200 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所